

○後志広域連合長期継続契約の締結をすることができる 契約を定める条例

〔平成19年6月8日〕
条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の範囲)

第2条 長期継続契約の締結をすることができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 事務機器、通信機器、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎等の維持管理その他の継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。